

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館被爆体験伝承者等の旅費計算等業務委託仕様書

1 業務名

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館被爆体験伝承者等の旅費計算等業務委託

2 業務委託の目的

被爆体験伝承者等派遣事業において被爆体験証言者、被爆体験伝承者、家族伝承者、原爆体験伝承者、被爆体験記朗読ボランティア（以下、伝承者等）を広島市外に派遣する際の旅行経路・方法等の選定及び旅費の算定並びに旅行に必要なチケット等の手配業務を委託することにより、旅行に係る事務の効率化を図ることを目的とする。

3 履行期間

(1) 契約締結時から令和7年3月31日までとする。

ただし、契約期間終了の日の1か月前までに発注者及び受注者から何らの意志表示がないときは、同条件でさらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

(2) 前記(1)ただし書きの規定にかかわらず、令和10年3月31日以後は更新しない。

(3) 発注者が厚生労働省から国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営業務を受託できない場合または、被爆体験伝承者等派遣事業に係る予算について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更または解除できる。

(4) 主たる鉄道会社の運賃体系に大きな変更があった場合は、契約の解除も含めて別途協議する。

(5) 受注者が前記(3)(4)の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

4 委託業務の概要

(1) 旅行経路案の作成と旅費の算定

(2) 宿泊施設の手配（伝承者等が希望する場合に限る）

(3) 旅行に必要なチケット等の予約、発券及び配達

(4) 旅行内容の変更、旅行の中止等に伴う変更及び配達済みチケットの回収業務

(5) 委託料及び旅行代金等の請求

(6) 業務の実施報告

5 旅行経路案の作成と旅費の算定について

(1) 旅行経路案の作成と旅費の算定は、公益財団法人広島平和文化センター国立広島原爆死没者追悼平和祈念館が定める「『被爆体験伝承者等派遣事業』に係る被爆体験証言者及び被爆体験伝承者並びに被爆体験記朗読ボランティアの派遣に関する旅費支

給基準（以下、旅費支給基準）」に沿って行う。

- (2) 発注者は受注者に対し、被爆体験伝承者等の派遣先（以下、目的地）、日程、派遣される伝承者等（以下、派遣者）の氏名、最寄り駅等の情報を、原則として派遣月の2か月前までに通知する。
- (3) 受注者は発注者から通知を受けた情報を基に、旅行経路・方法を示した旅行経路案を作成し、旅費を算定する。
- (4) 旅行経路・方法の選定については、受注者が自社の業務で使用している経路検索ソフトを使用して、一般の者が利用する経路・方法を設定する。
- (5) 受注者は、旅行経路案の作成及び旅費の算定について疑義が生じた場合は、速やかに発注者に確認し、その指示に従う。
- (6) 受注者は発注者に対し、作成した旅行経路案と算定した旅費金額を、原則として派遣日の1か月前までに通知し、発注者の承認を得なければならない。
- (7) 受注者は発注者に対し旅行経路案と旅費金額を通知する際は、後記7に定めるチケット等の予約、発券及び配達業務が可能な部分と、不能な部分を明示する。

6 宿泊施設の手配について

- (1) 受注者は、宿泊を伴う旅行について、派遣される伝承者等（以下、派遣者）が希望する場合に限り、宿泊施設を手配する。
- (2) 宿泊施設は、旅費支給基準に定める宿泊費の上限額を超えない施設を派遣者に対して提示することを基本とするが、上限金額を超える施設しか手配ができない場合は、超過分の費用は派遣者から支払いを受けるものとする。

7 旅行に必要なチケット等の予約、発券及び配達業務について

- (1) 受注者は、前記5(6)に基づき発注者の承認を得た後、派遣者の旅行に必要なチケット等の予約、発券を行い、旅行日の前日までに派遣者に配達する。
- (2) チケット等の配達については、派遣者に直接引き渡すか、日本郵便のレターパックプラス又は同等の配達サービスを利用する。
- (3) 受注者は、前記5で設定した旅行経路において利用する鉄道、軌道、路線バス、船等のうち、チケット等の発券ができないものについては、派遣者に対しチケット等の予約、発券及び配達することを要しない。

8 旅行内容の変更、旅行の中止等に伴う変更及び配達済みチケットの回収業務について

- (1) 受注者が前記7(1)に基づき必要なチケット等の予約、発券を行った後、発注者から旅行内容について旅行出発前に変更の通知があった場合は、受注者は通知に基づき予約、発券の変更を行う。
- (2) 前記(1)の場合において、悪天候等、派遣者の責めに負わない理由による旅行中止や

旅行経路の変更に伴い、予約、発券済のチケット等及び宿泊施設等の取消料（キャンセル料）等が発生する場合は、取消日に応じた料金を発注者が負担する。この場合、取消料等は後記 10 の規定により支給された旅行代金を以てこれに充てる。ただし、旅行の中止、旅行経路の変更等に伴い発生する受注者所定の取消手続料金、変更手続料金等は、業務委託料に含むものとする。

- (3) 受注者は、チケット等の配達を終えた旅行について、旅行者等から旅行の中止又は旅行経路の変更の連絡があった場合は、配達済みのチケット等を回収しなければならない。
- (4) 受注者が前記 7 (1) に基づき必要なチケット等の予約、発券を行った後、派遣者の自己都合による旅行経路の変更等に伴い、旅費に差額が生じた場合については、別途発注者と協議する。

9 委託料について

- (1) 発注者は受注者に対し、後記 10 に定める旅行代金等の経費とは別に、本業務の委託料を支払う。委託料は月額とし、支払いは受注者の請求に基づき行う。
- (2) 発注者は委託料を、受注者が別途指定する金融機関口座に振り込む方法で支払う。
- (3) 発注者は、前記(2)の規定により支払いを行う場合において振込手数料が必要となる場合は、請求金額から振込手数料を差し引いた金額を支払う。
- (4) 本契約の始期が月の途中に係るときは、当該月の委託料は以下の方法により日割り計算し算出した額とする。

委託料 ÷ 当該月の暦日 × 稼働日数 = 日割り支給額（1 円未満切り上げ）

10 旅行代金等について

- (1) 発注者は受注者に対し、前記 9 に定める委託料とは別に、前記 6、前記 7 の規定に基づく業務の遂行に当たり必要となる旅行代金等の経費として、四半期ごとに、申し込み件数に応じた金額を概算払いする。受注者は、請求書を下表に掲げる区分の請求期限の日までに提出するものとする。

区分	金額	請求期限
4 月～ 6 月分	申込件数×28,000 円	4 月第一金曜日
7 月～9 月分		7 月第一金曜日
10 月～12 月分		10 月第一金曜日
1 月～3 月分		1 月第二金曜日

ただし、令和 7 年 2 月及び 3 月分についての経費の請求書は、2 月の第四金曜日までに提出するものとする。

- (2) 発注者は、適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に旅行代金等の経費を支払うものとする。
- (3) 前記(2)の規定による支払いの方法は前記 9(2)、(3)に準ずる。
- (4) 概算払金の精算は、毎年度 3 月 3 1 日をもって行うものとする。
- (5) 前記(4)の精算により、概算払金に残余金が生じた場合は、受注者は翌年度の 4 月末までに発注者に返還しなければならない。

1 1 委託業務の実施報告について

- (1) 受注者は、毎月 1 0 日までに、前月分の委託業務実施報告書を発注者に提出する。
なお、3 月は 3 月 3 1 日までとする。
- (2) 発注者による委託業務実施報告書の検査完了期限は、実施報告書が到達した日から起算して 2 0 日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して 1 0 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が 3 月 3 1 日を越える場合は、3 月 3 1 日とする。

1 2 業務の引継ぎ

受注者は、次期契約者が他の業者に変更される場合は、変更後の業務が円滑に執行されるよう、契約期間満了前 1 か月の期間において次期契約者に対して業務の引き継ぎを行うこと。

1 3 守秘義務

- (1) 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする
- (2) 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 4 その他

- (1) この仕様書に疑義があるときは、または、定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (2) 業務委託の流れは、別紙業務フロー図を参照すること。

1 5 業務量について

参考として、令和 5 年度（2 0 2 3 年度）から令和 6 年度（2 0 2 4 年度）の伝承者等の派遣実績を掲載する。なお、令和 6 年度の 1 月～ 3 月分については、令和 6 年 12 月 31 日現在の受付件数である。ただし、業務量に変動があった場合も、これを理由とする委託料の変更は行わないものとする。

令和5年度（2023年度）被爆体験伝承者等派遣件数

< 地方別 >

派遣件数 合計	地方別内訳							
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
543件	12件	20件	127件	63件	228件	57件	14件	22件
割合	2.2%	3.7%	23.4%	11.6%	42.0%	10.5%	2.6%	4.1%

< 月別 >

派遣件数 合計	月別内訳											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
543件	16件	37件	53件	64件	60件	70件	65件	65件	49件	27件	23件	14件
割合	2.9%	6.8%	9.8%	11.8%	11.0%	12.9%	12.0%	12.0%	9.0%	5.0%	4.2%	2.6%

令和6年度（2024年度）被爆体験伝承者等派遣件数

< 地方別 >

派遣件数 合計	地方別内訳							
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
661件	14件	20件	137件	113件	257件	79件	14件	27件
割合	2.1%	3.0%	20.7%	17.1%	38.9%	12.0%	2.1%	4.1%

< 月別 >

派遣件数 合計	月別内訳											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
661件	24件	49件	53件	84件	53件	83件	90件	90件	52件	30件	28件	25件
割合	3.6%	7.4%	8.0%	12.7%	8.0%	12.6%	13.6%	13.6%	7.9%	4.5%	4.2%	3.8%